

摂津市地域ケア会議 開催計画

令和6年4月

摂 津 市

摂津市地域ケア会議 開催計画

1. 地域ケア会議の定義

地域ケア会議は、地域包括支援センターまたは市町村が主催し、設置・運営する「行政職員をはじめ、地域の関係者から構成される会議体」と定義されています。

地域ケア会議の構成員は「会議の目的に応じ、行政職員、包括支援センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員、住民組織等の中から必要に応じて出席者を調整する」とされています。

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築にあたっては、①センター単位のネットワーク、②市町村単位のネットワーク、③市町村の圏域を超えたネットワークなど、地域の特性に応じたネットワークを構築することにより、地域の関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られるよう留意する必要があります。

2. 地域ケア会議の目的

地域ケア会議の目的は、個別ケース（困難事例等）の支援を通じた、

- ① 地域の介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者自立支援に資するケアマネジメントの支援
- ② 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築
- ③ 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握 等

3. 地域ケア会議の機能

地域ケア会議は主に5つの機能を有します。

個別ケースの支援内容の検討を通じて、主に①個別課題解決機能②地域包括支援ネットワーク構築機能③地域課題発見機能が発揮されます。

また、地域の実情に応じて必要と認められるものとして、④地域づくり・資源開発機能や⑤政策形成機能が発揮されと考えられます。これらの機能は相互に関係し合い、循環しています。

各機能の有機的な相互連関（相互補完）を実現できるよう、市の実情に応じて、参加者や設置範囲の異なる地域ケア会議や、その他の会議を組み合わせることが求められます。

① 個別課題解決機能

- ・個別ケースについて多機関・多職種が多角的視点から検討を行うことにより、被保険者（住民）の課題解決を支援する。
- ・そうしたプロセスを通して、地域包括支援センター職員や介護支援専門員等の実践上の課題解決力向上を図ることで、被保険者への自立支援に資するケアマネジメント等の支援の質を高める。

② 地域包括支援ネットワーク構築機能

- ・地域の関係機関等の相互の連携を高める。

③ 地域課題発見機能

- ・個別のケースの背後に、同様のニーズを抱えた要支援者やその予備軍を見出し、かつ関連する事実や課題、地域の現状等を総合的に判断して、解決すべき地域課題を明らかにする。

④ 地域づくり・資源開発機能

- ・インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、必要な資源を地域で開発していく。

⑤ 政策形成機能

- ・狭義には、市による地域に必要な施策や事業の立案・実施につなげる。
広義には、都道府県や国への政策の提言までを含む。

4. 地域ケア会議とその他の会議との相違点

地域ケア会議は個別ケースの支援内容の検討を通じて、地域の課題を把握し、解決に結びつけて地域づくりを推進していきます。

つまり、地域ケア会議とは、個別ケースの検討を始点として、地域づくりを行っていくための会議の総称といえます。

そのため、地域ケア会議とその他の会議との相違点を理解したうえで、地域包括ケアシステムの構築に向けて有効に機能するように全体像を見ながら活用して必要があります。

【サービス担当者会議との相違点】

「サービス担当者会議」は、介護支援専門員が主催し、利用者がそのニーズに応じたサービスを適切に活用できるように、ケアマネジメントの一環として開催するものです。

一方、個別ケースを検討する地域ケア会議は、地域包括支援センターが主催し、包括的支援事業の一環として開催します。検討するケースのサービス担当者に限らず、地域の多職種の視点から課題の解決に向けた検討がなされます。検討されるケースも要支援や要介護高齢者に限定されません。また、ご本人や家族が参加することもあれば、されない場合もあります。あくまで達成しようとする目的や機能に応じて、地域ケア会議の検討事例や参加者が判断されます。

サービス担当者会議において、担当介護支援専門員の有するネットワークでは補いきれない、多職種の視点や連携が必要であるような場合においては、地域ケア会議を活用することが有効な手段です。そして、地域ケア会議への参加を通して、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント実践力が向上した結果、サービス担当者会議がより充実することが期待されます。

5. 摂津市が目指す地域包括ケアシステムの構築

摂津市では、「摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険計画（第9期）」において、「一人ひとりが自分らしく 安心して健やかに暮らせるよう みんなで支え合う つながりのまち」を基本理念とし、一人ひとりが住み慣れたまちで自分らしく安心して健やかに暮らせるように、地域包括ケアシステムを深化・推進します。そのために、「支える側」「支えられる側」という一方的な関係でなく、市民一人ひとりがその人の希望に応じて地域で役割を持ち、互いに支え合って暮らし続けられるまちを目指します。

また、高齢者を支援するネットワークの中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図り、地域ケア会議において、個別ケースの課題分析等での個別ケースのきめ細やかな対応・審議をさらに充実させるとしています。

6. 摂津市における地域ケア会議について

摂津市における地域ケア会議は、下記の会議により構成されています。

（1） 個別ケース会議

個別レベルの地域ケア会議で、高齢者個人の課題解決を図るとともに、そのプロセスにおいて、地域住民と専門職のネットワークを育むことを目指した会議です。

この個別ケースの検討を重ねることで、地域課題の発見や地域づくり・資源開発課題、政策形成機能につながっていきます。

- ・事例の選定 個別ケースの検討を行う会議において取り上げる事例の選定は、主に下記のような事例が考えられます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">1) 支援者が困難を感じているケース2) 地域住民と専門職が連携をとり、支援する必要性があるケース3) 地域住民との連携により、安定した生活をされているケース4) 地域課題に関するケース |
|--|

（2） ケアマネジメント支援会議

摂津市内の介護支援専門員が対象者へのアセスメント力を高め、自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用の観点からケアマネジメント支援の向上を図るとともに、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所等の主任ケアマネジャーが連携・協働し、摂津市内におけるケアマネジャー支援体制の強化を図ることを目的とした会議です。

- ・対象事例：訪問介護の訪問回数が多い利用者

（3） 各中学校区全体会議

個別ケース会議やケアマネジメント支援会議の積み重ねから発見される地域の課題について整理し、解決策の検討を行う会議です。

地域住民と医療や介護職等の専門職とが地域課題について共有し、地域にある資源を活用したり新たに見出すことで、高齢者が住みやすい地域づくりを進めていき、暮らしの応援協議会（第1層協議体）とともに、地域課題の解決にむけた支援策の具体化につなげます。

7. 個人情報の保護について

地域ケア会議では、個人情報を含んだ個別ケースを扱う場面が数多く存在します。

個人情報に対しては、個人情報を気にするあまり関係者間での情報共有が満足に図れなくなると、支援内容の検討はもとより、支援が円滑に運ばなくなることが懸念されます。

介護保険法第115条の4第5項より会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされ、違反した場合には罰則規定が設けられています。

また、会議の実施前に本人又は家族に対して、書面又は口頭により、同意を得ることを基本としますが、本人又は家族の同意を得ることが難しく、本人の日常生活を支援するために地域ケア会議で検討する必要がある場合は、守秘義務を十分に周知した上で実施できるものとします。

8. 参加者構成

（1）個別ケース会議

地域包括支援センターが事案に応じて協議に必要な者を選定する。

（2）ケアマネジメント支援会議

- ・摂津市介護保険事業者連絡会ケアマネジャー部会
- ・摂津市地域包括支援センター
- ・摂津市高齢介護課
- ・その他必要な機関

（3）各中学校区全体会議

- ・摂津市医師会
- ・摂津市歯科医師会
- ・摂津市薬剤師会
- ・摂津市民生児童委員協議会
- ・摂津市介護保険事業者連絡会
- ・摂津市老人クラブ連合会
- ・摂津市自治連合会
- ・摂津市校区等福祉委員会
- ・摂津市老人介護者（家族）の会
- ・摂津市ボランティア連絡協議会

- ・ 摂津市社会福祉協議会
- ・ 摂津市地域包括支援センター
- ・ 摂津市高齢介護課
- ・ その他必要な機関

9. 開催頻度

(1) 個別ケース会議

事案に応じて、随時開催する。年に15回以上開催する。

(2) ケアマネジメント支援会議

随時開催する。

(3) 各中学校区全体会議

年に1回以上開催する。